

3月13日(日) 津波避難訓練を実施します。

「地震だ！ 津波だ！ すぐ避難！」

～少しでも早く、少しでも高く～

静岡県では3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」(3月6日～3月15日)と定め、3月6日実施の津波避難訓練(統一実施日)を始め様々な取り組みを行います。

河津町では、3月6日が河津桜まつり期間中であることを考慮し、下記のとおり津波避難訓練を行いますので、各自主防災会の訓練計画によりご参加をお願いします。

対象地区：津波浸水想定地区(浜、笹原、田中、下峰、谷津、縄地、見高浜)

訓練内容：参加自主防災会による訓練

(例)避難場所や避難経路の確認等

訓練実施日：平成28年3月13日(日)

午前10時00分～午前11時00分頃

10:00 地震発生の場合の「サイレン」

大津波警報の発表を同報無線でお知らせします。

防災メールの配信

参加自主防災会による各種訓練等

11:00 訓練終了(予定)

対象地区以外の方々は、ご家庭の防災用品のチェックなど家庭内での訓練をお願いします。

津波から自分の命を守るために

地震だ！津波だ！すぐ避難！

- 津波注意報が出たとき

➡ 海岸付近にいる人は
高い所へ速やかに避難

- 海岸付近で地震の揺れを感じたとき
(長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときも)

➡ ただちに
津波の避難所・避難地
に避難

- 大津波警報・津波警報が出たとき

津波避難の留意事項

- 自分の安全を真っ先に考える
- より早く、より高い所へ避難する
- 徒歩により避難する(自動車による避難は原則禁止)
- 建物の耐震化、家具の固定など日頃の安全対策が重要



上峰地区にお住まいの方へ【回覧】

土砂災害防止法に基づく区域指定のお知らせと 土砂災害防止法 説明会の開催について

日頃より、砂防事業について御理解・御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

土砂災害(がけ崩れ、土石流、地すべり)から住民の生命を守るために「土砂災害防止法」が、平成13年4月に施行されました。

この法律では、土砂災害の発生するおそれのある危険な箇所を「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」に指定して、警戒避難体制の整備や無秩序な宅地開発・住宅建築の制限等を行い、住民の安全を守ることを目的としています。

静岡県では、同法に基づき土砂災害警戒区域等の指定を進めており、河津町内においては平成24年度より土石流・急傾斜地の崩壊の危険箇所について指定を行っております。また、今年度は地すべり危険箇所についても調査を行っており、今後、別紙箇所を指定する予定です。

つきましては、下記のとおり土砂災害防止法に関する説明会を開催しますので、御参加くださいますようお願いいたします。参加を希望される方で当日に御都合がつかない場合には、窓口や電話等での御問合せを随時受け付けておりますので、下記の問合せ先まで御連絡ください。

- | | |
|----------|---|
| 1. 日時・場所 | 平成28年3月7日(月) 19:00～
河津町役場保健福祉センターふれあいホール
(上峰・縄地・湯ヶ野・天川 4地区合同で行います。)
※1時間程度の開催を予定しています。 |
| 2. 内 容 | 土砂災害から身を守り安全な地域づくりを目指して
[土砂災害、砂防関係法、警戒避難体制等] |
| 3. 対 象 | 指定区域内や付近にお住まいの方と、土地・建物を所有している方、
土砂災害の備えや地域防災に関心のある方(参加は自由です) |

お問合せ先

静岡県下田土木事務所 企画検査課
担当：いしばし 電話：0558-24-2113

お問合せ先

河津町 総務課
担当：土屋 電話：0558-34-1913

--- 静岡県下田土木事務所 企画検査課・河津町 総務課 ---

平成27年度土砂災害危険箇所 区域指定予定箇所位置図

参考図



凡例

〇 危害のおそれのある土地の区域(地すべり)

この図面で囲まれた区域が、土砂災害が発生した場合に土砂災害の危害の恐れのある土地の範囲として、今後、指定される予定の区域です。

なお、本図は説明会用の図面であり、指定後に土木事務所および町で縦覧される「土砂災害警戒区域区域図」に示す範囲が正式な区域となります。

1.0 km
1:19,335

縄地地区にお住まいの方へ【回覧】

土砂災害防止法に基づく区域指定のお知らせと 土砂災害防止法 説明会の開催について

日頃より、砂防事業について御理解・御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

土砂災害(がけ崩れ、土石流、地すべり)から住民の生命を守るために「土砂災害防止法」が、平成13年4月に施行されました。

この法律では、土砂災害の発生するおそれのある危険な箇所を「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」に指定して、警戒避難体制の整備や無秩序な宅地開発・住宅建築の制限等を行い、住民の安全を守ることを目的としています。

静岡県では、同法に基づき土砂災害警戒区域等の指定を進めており、河津町内においては平成24年度より土石流・急傾斜地の崩壊の危険箇所について指定を行っております。また、今年度は地すべり危険箇所についても調査を行っており、今後、別紙箇所を指定する予定です。

つきましては、下記のとおり土砂災害防止法に関する説明会を開催しますので、御参加くださいますようお願いいたします。参加を希望される方で当日に御都合がつかない場合には、窓口や電話等での御問合せを随時受け付けておりますので、下記の問合せ先まで御連絡ください。

1. 日時・場所 平成28年3月7日(月) 19:00～
河津町役場保健福祉センターふれあいホール
(上峰・縄地・湯ケ野・天川 4地区合同で行います。)
※1時間程度の開催を予定しています。
2. 内 容 土砂災害から身を守り安全な地域づくりを目指して
[土砂災害、砂防関係法、警戒避難体制等]
3. 対 象 指定区域内や付近にお住まいの方と、土地・建物を所有している方、
土砂災害の備えや地域防災に関心のある方(参加は自由です)

お問合せ先

静岡県下田土木事務所 企画検査課
担当：いしばし 電話：0558-24-2113

お問合せ先

河津町 総務課
担当：土屋 電話：0558-34-1913

--- 静岡県下田土木事務所 企画検査課・河津町 総務課 ---

平成27年度土砂災害危険箇所 区域指定予定箇所位置図

参考図

湯ヶ野地区

天川地区

上峰地区

逆川地区

凡例

〇 危害のおそれのある土地の区域(地すべり)

この図面で囲まれた区域が、土砂災害が発生した場合に土砂災害の危害の恐れのある土地の範囲として、今後、指定される予定の区域です。

なお、本図は説明会用の図面であり、指定後に土木事務所および町で縦覧される「土砂災害警戒区域区域図」に示す範囲が正式な区域となります。

縄地地区

1.0 km
1:19,335

湯ヶ野地区にお住まいの方へ【回覧】

土砂災害防止法に基づく区域指定のお知らせと 土砂災害防止法 説明会の開催について

日頃より、砂防事業について御理解・御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

土砂災害(がけ崩れ、土石流、地すべり)から住民の生命を守るために「土砂災害防止法」が、平成13年4月に施行されました。

この法律では、土砂災害の発生するおそれのある危険な箇所を「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」に指定して、警戒避難体制の整備や無秩序な宅地開発・住宅建築の制限等を行い、住民の安全を守ることを目的としています。

静岡県では、同法に基づき土砂災害警戒区域等の指定を進めており、河津町内においては平成24年度より土石流・急傾斜地の崩壊の危険箇所について指定を行っております。また、今年度は地すべり危険箇所についても調査を行っており、今後、別紙箇所を指定する予定です。

つきましては、下記のとおり土砂災害防止法に関する説明会を開催しますので、御参加くださいますようお願いいたします。参加を希望される方で当日に御都合がつかない場合には、窓口や電話等での御問合せを随時受け付けておりますので、下記の問合せ先まで御連絡ください。

1. 日時・場所 平成28年3月7日(月) 19:00～
河津町役場保健福祉センターふれあいホール
(上峰・縄地・湯ヶ野・天川 4地区合同で行います。)
※1時間程度の開催を予定しています。
2. 内 容 土砂災害から身を守り安全な地域づくりを目指して
[土砂災害、砂防関係法、警戒避難体制等]
3. 対 象 指定区域内や付近にお住まいの方と、土地・建物を所有している方、
土砂災害の備えや地域防災に関心のある方(参加は自由です)

お問合せ先

静岡県下田土木事務所 企画検査課
担当：いしばし 電話：0558-24-2113

お問合せ先

河津町 総務課
担当：土屋 電話：0558-34-1913

--- 静岡県下田土木事務所 企画検査課・河津町 総務課 ---

平成27年度土砂災害危険箇所 区域指定予定箇所位置図

参考図

湯ヶ野地区

天川地区

上峰地区

逆川地区

縄地地区

凡例

〇 危害のおそれのある土地の区域(地すべり)

この図面で囲まれた区域が、土砂災害が発生した場合に土砂災害の危害の恐れのある土地の範囲として、今後、指定される予定の区域です。

なお、本図は説明会用の図面であり、指定後に土木事務所および町で縦覧される「土砂災害警戒区域区域図」に示す範囲が正式な区域となります。

1.0 km

1:19,335

天川地区にお住まいの方へ【回覧】

土砂災害防止法に基づく区域指定のお知らせと 土砂災害防止法 説明会の開催について

日頃より、砂防事業について御理解・御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

土砂災害(がけ崩れ、土石流、地すべり)から住民の生命を守るために「土砂災害防止法」が、平成13年4月に施行されました。

この法律では、土砂災害の発生するおそれのある危険な箇所を「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」に指定して、警戒避難体制の整備や無秩序な宅地開発・住宅建築の制限等を行い、住民の安全を守ることを目的としています。

静岡県では、同法に基づき土砂災害警戒区域等の指定を進めており、河津町内においては平成24年度より土石流・急傾斜地の崩壊の危険箇所について指定を行っております。また、今年度は地すべり危険箇所についても調査を行っており、今後、別紙箇所を指定する予定です。

つきましては、下記のとおり土砂災害防止法に関する説明会を開催しますので、御参加くださいますようお願いいたします。参加を希望される方で当日に御都合がつかない場合には、窓口や電話等での御問合せを随時受け付けておりますので、下記の問合せ先まで御連絡ください。

- | | |
|----------|---|
| 1. 日時・場所 | 平成28年3月7日(月) 19:00～
河津町役場保健福祉センターふれあいホール
(上峰・縄地・湯ヶ野・天川 4地区合同で行います。)
※1時間程度の開催を予定しています。 |
| 2. 内 容 | 土砂災害から身を守り安全な地域づくりを目指して
[土砂災害、砂防関係法、警戒避難体制等] |
| 3. 対 象 | 指定区域内や付近にお住まいの方と、土地・建物を所有している方、
土砂災害の備えや地域防災に関心のある方(参加は自由です) |

お問合せ先

静岡県下田土木事務所 企画検査課
担当：いしばし 電話：0558-24-2113

お問合せ先

河津町 総務課
担当：土屋 電話：0558-34-1913

平成27年度土砂災害危険箇所 区域指定予定箇所位置図

参考図

